

平成 27 年 5 月 29 日

大臣官房官庁営繕部

## 「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」について

国土交通省では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づいて、木材を利用した官庁施設の整備に取り組んでいます。

これまでに、「木造計画・設計基準」等の木造の官庁施設に関する技術基準類の策定を行ってきましたが、木材利用をより一層進めるためには、木造建築物の整備コストの抑制について検討が必要と考えられます。例えば、建設地域によって調達できる木材が異なる事を事前に把握しておかないと、工事の長期化、建設コストの増大等につながる事などがあげられます。

このため、平成 25・26 年度の 2 カ年で外部有識者（座長 大橋好光 東京都市大学教授 他 4 名の委員）を交えた検討会で調査・検討を行い、木材特有の情報を把握し合理的に設計が進められるよう「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」をとりまとめましたので、公表いたします。（別添参照）

尚、今後は、木造建築物の耐久性を、確保するために、適正な保全方法の検討を進める予定です。

「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」は下記 URL にて公表しています。

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku\\_torikumi.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html)

お問い合わせ先

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 木材利用推進室 松村、上山

(内線: 23663、23474)

(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8239

FAX 03-5253-1544

# 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項（概要）

木造の設計経験の少ない技術者が陥りやすい状況

設計時に選んだ木材が現場で調達しにくい

木材の調達に手間取り、工事が長期化・建設コスト増

現場で調達しやすい材料や、調達にかかる期間・コストなど  
**事前に把握して設計内容に反映しておくべき事項**を  
 「留意事項」としてとりまとめ

## 第1章 総則

<適用> 官庁施設の計画・設計時に、「木造計画・設計基準」等の基準類と共に活用

<対象> 低層の木造事務庁舎をはじめとして、公共建築物で幅広く活用可

## 第2章「木材調達」に関する留意事項

- 必要な木材の概数量の把握
- 建設地域で入手が容易な木材の把握
- 建設地域で入手が困難な木材の把握
- 使用木材に応じた調達期間の把握

## 第3章「主要構造部における木材利用」に関する留意事項

- 建設地域で入手が容易な木材を使用した設計
- 平立面計画
- 主要構造部に用いる木材の選定
- スパン計画・モジュール計画
- 接合部の検討
- その他

## 第4章「住宅用建材の活用」等に関する留意事項

- 住宅用建材の活用
- 内装仕上げ材の選定

留意事項毎に、  
 ◆「背景」「具体的な対応」「解説」を加えた共通の構成  
 ◆1～2頁にコンパクトに整理

本編

## 1. 建築構造設計における事前調査事項

- 工場への事前調査要領・様式例
- 相談窓口（各都道府県林務部局、木材関連団体）

## 2. 木材に関する基礎知識

- 製材や集成材の流通
- JAS適合材、JAS認定工場
- 接合金物・プレカット

## 3. 各種調査・ケーススタディ結果

- 木造建築物における木材使用量
- 製材・集成材の価格傾向・流通状況
- 既製の接合金物
- スパン別に見た大梁・上部構造のコスト傾向
- 構造種別に見た基礎のコスト傾向
- 住宅用資材（アルミ建具・外壁材・屋根材）
- 内装木質化における配慮事項

参考資料